

公募「教育財産への自動販売機の設置者」
(売上料に係る貸付料率方式)

令和 7 年 7 月 1 8 日

教育財産への自動販売機の設置者（教育財産の借受者）（以下「**設置者**」という。）を、公募による総合評価方式により、次のとおり募集する。

1 公募に係る事項

(1) 自動販売機を設置するための教育財産の賃貸借

設置者は、「**基準貸付料（定額）**」に加え、公募により決定された「**売上料に係る貸付料率**」を売上報告金額（消費税及び地方消費税（以下「**消費税等**」という。）に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、売上金額合計から消費税等相当額を引いた額）に乗じて求める「**売上料に係る貸付料**」を、県に納入しなければならない。

(2) 貸付場所、台数、貸付面積、基準貸付料（定額）、販売品目及び設置条件等
仕様書による。

(3) 貸付期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで（更新はできません）。

2 公募参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) この公募に参加する者に必要な資格は、次の①から⑧までに掲げる事項に該当する者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 徳島県教育施設等貸付基準第 3 条第 1 項各号の規定に該当しない者であること。
- ③ 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査を受け、資格を有する者であること。
- ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者であること。
- ⑤ 受付期間初日から過去 1 年以内に自動販売機設置にかかる県有財産又は教育財産の有償貸付契約の解除（徳島県又は徳島県教育委員会の都合により解除された場合を除く。）を受けていない者であること。
- ⑥ ③の審査により資格を有すると認められた者で、飲料水等の自動販売機設置業務において、3 年以上の実績を有する者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- ⑦ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可の免許を有していること。
- ⑧ 徳島県暴力団排除条例（平成 22 年徳島県条例第 40 号）第 6 条に規定する排除の対象となっていないこと。

(2) 資格審査の申請の方法

2 の (1) の③において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）に必要書類を添付して、令和 7 年 8 月 1 日（金）午後 4 時 3 0 分までに、徳島県企画総務部管財課へ持参のうえ申請すること。また申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知される。

なお、一般競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）は徳島県ホームページからダウンロードするか、徳島県企画総務部管財課において配布されたものを使用すること。

【申請先】徳島市万代町 1 丁目 1 番地

徳島県企画総務部管財課調度担当 電話 088-621-2063

3 参加申込

公募に参加しようとする者は、受付期間内に、以下の提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

原則として提出された申込書等により審査を行うので、様式等の取り違え、記載漏れ等がないよう注意すること。

① 公募に参加しようとする者は、受付期間内に、公募参加申込書（様式1）と、飲料水等の自動販売機設置業務において3年以上の実績を有することを証明する書類を添付して提出すること。

※1 提出がない者及び期間内に提出があっても「2 公募参加者に必要な資格」に該当していない者は、公募に参加することはできない。

※2 徳島県立阿波高等学校が示した仕様に適合する自動販売機を設置しようとする者について、公募への参加を認める。

※3 提出書類について徳島県立阿波高等学校から説明を求められた場合には、誠実にこれに応じなければならない。

② 売上料に係る貸付料率提案書（様式2）

「売上料に係る貸付料率」は、県に支払う「売上料に係る貸付料」を算定するために、売上報告金額に乗じる率（パーセンテージ）を小数点以下第1位まで記載すること。記載はアラビア数字によること。

③ 自動販売機の設置に係る提案書（様式3-1～3）

※①様式3-1については物件番号ごとに提出すること。

※②様式3-2及び3-3については、複数の物件に参加しようとする者は、提案する内容が同じであれば、複数の物件をまとめて提出することを可能とする。この場合、該当する物件番号をそれぞれの様式の上部に記載している一覧から選んで丸印で囲むこと。

※③提案書の各提案内容は全て記載すること。記載する内容がない場合には、「該当なし」等の表記により、記載内容がない旨を明示すること。

※④提案書に記載された内容によって評価基準が確認できない場合は、加算点の算出を行わない。

※⑤設置しようとする自動販売機の仕様が徳島県立阿波高等学校が示した特質等に適合するものであること及び様式3-1で提案した内容に適合するものであることを証明する書類（カタログ等）を添付して提出すること。

※⑥様式3-2で提案した社会貢献度の実績を証明する書類を添付して提出すること。

④ 誓約書（様式4）

(2) 受付期間

令和7年7月22日（火）から令和7年8月8日（金）の午前9時から午後4時まで
（土・日・祝日及び正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出先

徳島県阿波市吉野町柿原字ヒロナカ180番地

徳島県立阿波高等学校 事務室 電話（088）696-3131

(4) 提出方法

直接持参するものとする。

4 設置者の決定方法

徳島県立阿波高等学校自動販売機設置者選定委員会において審査を行い、次に掲げる要件に該当する公募参加者のうち、売上料に係る貸付け料率及びその他提案内容に係る点数の合計点数（以下「**総得点**」という。）の最も高い者を徳島県立阿波高等学校長が設置者として決定する。

総得点の算定方法は、「総合評価に関する事項」に示すとおりである。

総得点の最も高い者が複数ある場合は、くじ引きにより設置者を決定する。この場合において、くじ引きに応じない者がいるときは、これに代えて公募事務に関係のない徳島県立阿波高等学校職員にくじを引かせて設置者を決定する。

なお、物件番号 西側物件1（1・2号機）、東側物件2（3・4号機）については、販売種類の多様化を確保し、複数の事業者への貸付を促進するため、同一業者による複数設置を制限する方

式とする。

ついては、決定順位を次のとおりとし、その順位に従って設置者を決定するとともに、決定順位 1 で設置者に決定した者が提出した決定順位 2 の提出書類は無効とする。ただし、他に有効な提出書類がない場合は、無効とせず、有効とする。

物件番号 西側物件 1 (1・2 号機)、東側物件 2 (3・4 号機)

決定順位 1 西側物件 1 (1・2 号機)

決定順位 2 東側物件 2 (3・4 号機)

5 提出書類の無効

次のいずれかに該当する提出書類は、無効とする。

- (1) 公募に参加する資格のない者の提出した書類
- (2) 指定した日時までに指定した提出場所に到達しない書類
- (3) 同じ物件について 2 通以上の書類を提出した者の書類
- (4) 提出書類に必要記載事項のないもの及び判読困難なもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公募に関する条件に違反した提出書類

6 結果の通知

決定された者に対しては決定された旨を、決定されなかった者に対しては決定されなかった旨を、それぞれ書面により通知する。

7 契約の締結

設置者は、設置者決定の日から起算して 5 日以内に、徳島県立阿波高等学校が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に設置者が契約の締結をしないときは、その者の応募の効力は失うものとする。

8 その他

- (1) 公募参加者は、この説明書、総合評価に関する事項、自動販売機設置及び設置場所貸付に係る仕様書、徳島県教育財産（庁舎等）有償貸付契約書（案）等を熟読し、遵守すること。
- (2) 公募参加（契約の締結を含む。）に要する費用は、公募参加者の負担とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 事務の透明化及び適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、公募参加者の氏名を公開することとしますので、あらかじめご承知おきください。

9 公募関係書類一覧

別添書類のとおり

10 図面等

別添位置図のとおり